

## 令和5年度 展示会出展費助成募集要項

### 1 事業内容

区内産業活性化のため、展示会出展に要する経費の一部を助成します。

### 2 助成額

国内展示会 最大20万円（助成率2/3）（1,000円未満切捨て）

オンライン展示会 最大20万円（助成率2/3）（1,000円未満切捨て）

海外展示会 最大50万円（助成率2/3）（1,000円未満切捨て）

※複数の展示会について申請可能ですが、それぞれの展示会ごとに上限額まで助成するものではありません。（「12 その他」参照。）

### 3 申請期間

令和5年10月2日（月）～令和5年10月31日（火） ※午後5時必着

### 4 申請要件

次の（1）～（10）に掲げる要件全てを満たすこと。

- （1）中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有すること。個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。（原則、履歴事項全部証明書または、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印のあるもの）により、品川区内所在等が確認できること。）
- （2）品川区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。（基準日：申請締切日）
- （3）次の各項目に該当しないこと（みなし大企業でないこと）
  - ①発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
  - ②発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
  - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上含めている法人
  - ④ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。
- （4）法人事業税及び法人住民税（個人事業者の場合は個人事業税及び住民税）を滞納していないこと。
- （5）品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- （6）直近の2ヵ年度において、本助成事業の対象となっていないこと。
- （7）本申請と同一の内容（経費）で他の公的機関等から助成を受けていないこと。

- (8) 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況でないこと。
- (9) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象でないこと。
- (10) 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有さないこと。

## 5 助成対象展示会

次の(1)～(9)に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開催されていること。  
(基準日：展示会初日)
- (2) 特定の顧客向けではなく一般に広く公開されており、自社の商品・サービス・技術・情報などを展示、宣伝するためのイベントであること。
- (3) 申請者が主催するものでないこと。
- (4) グルメフェスやフリーマーケット、路上販売など、一般消費者を対象にするものではないこと。
- (5) 事業者との商談を開催主旨とする展示会であり、販売（即売）を開催主旨とした展示会ではないこと。
- (6) オンライン展示会の場合は上記の要件に加えて以下の要件を満たしていること。
  - ア 開催期間が助成対象期間内であり、かつ1か月以内であること
  - イ オンライン商談システムのある展示会であること
  - ウ 自社出展ページ名が申請事業者名であり、紹介商品が申請事業者の自社商品であること
- (7) 自社名をブースに掲げ、自社商品・サービス・技術・情報をPRする目的で出展すること。ただしグループによる出展の場合は例外とする。
- (8) 同一展示会において過去に本助成事業の対象となっていないこと。  
※開催場所が異なる場合であっても同一展示会とみなします。
- (9) その他区長が認める展示会については対象となる場合があります。  
※上記の要件を満たしていても助成対象の展示会として認められない場合がありますのでご注意ください。

## 6 助成対象経費

次の(1)～(3)に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) 下記に該当する経費であること

項目	国内	海外	オンライン
出展スペース料	○	○	○
出展物の輸送費・保険料	×	○	×
通訳人件費	×	○	×

※これ以外の経費（小間装飾費、翻訳費、販促費等）は全て対象外です。

- (2) 令和6年3月31日までに支払が完了するもの
- (3) 請求書・領収書等により経費の内容および支払が確認できるもの

## 7 申請にあたって

### (1) 申請方法

申請については、下記の①オンライン申請または②書類提出にて受付けます。

#### ①オンライン申請

商業・ものづくり課ホームページ「品川区中小企業支援サイト」より、申請して下さい。

- ・申請用 URL

<https://shinagawa.weeeef.com/joseikin/>

※ポータルサイトより仮登録をしていただきます。

仮登録の際に記載されたメールアドレス宛に本登録用の URL を送付します。

- ・ポータルサイトより、以下の情報を入力してください。

ア) 【法人】法人名

【個人】個人名

イ) 【法人】法人番号および代表者肩書・氏名

【個人】屋号

ウ) 郵便番号

エ) 住所（市区町村・番地・マンション名等）

オ) 対象経費名（個別）

カ) 対象経費額（個別）

キ) 助成対象経費額（総額）

ク) 助成申請額

ケ) 創業年

コ) 品川に主たる事業所を設置した年

サ) 業種

シ) 事業内容

ス) 従業員数

セ) 資本金（法人の場合のみ）

ソ) 担当者の氏名および所属、連絡先（電話番号、メールアドレス）

※入力項目は変更になる場合があります。

※申請必要書類については、下記「申請時提出書類」をポータルサイトからアップロードしてください。

#### ②書類提出による申請

下記「申請時提出書類」を申請期間内にご提出ください。

（書類提出先につきましては、13をご確認ください。）

### (2) 申請時提出書類

- ① 品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書（区指定様式）  
（オンライン申請の場合不要）
- ② 事業実施計画書（区指定様式）
- ③ 経費内訳書（区指定様式）（オンライン申請の場合不要）

- ④ 経費算出の根拠となる書類（見積書、請求書等）
  - ⑤ グループによる申請の場合、事業者構成表
  - ⑥ 展示会申込書の写し
  - ⑦ 展示会内容を記した出展案内等（パンフレット等）
    - ※「5 助成対象展示会」(1)～(9)の要件を満たしていることが確認できるもの
  - ⑧ (法人) 履歴事項全部証明書 ※申込日より3か月以内に発行のものに限る  
(個人) 開業届
  - ⑨ (法人) 法人事業税納税証明書および法人住民税納税証明書  
(個人) 個人事業税納税証明書および住民税納税（非課税）証明書
    - ※納税証明書は直近期が反映されたものがが必要です。領収書や課税証明書不可。
  - ⑩ 誓約書（オンライン申請の場合不要）
  - ⑪ 展示会出展費助成提出書類チェックシート（オンライン申請の場合不要）
  - ⑫ 申請者（担当者で可）の名刺
    - ④⑥⑦⑧⑨については、コピー可
- (3) 区指定様式の入手について  
 下記URL「中小企業支援サイト」よりダウンロードしてください。  
<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/soshikikarasagasu/chushokigyoshiengakari/joseikin/171.html>
- (4) 留意事項
- ① 金額は全て日本円で記入してください。
  - ② 海外展示会において、申請時まだ支払いが済んでいないものについては、申請時の為替レートで申請書を提出してください。なお、為替レートが上昇したことにより経費が増額になったとしても、助成金額は増額になりません。
  - ③ 提出された書類、参考資料等は返却できません。
  - ④ 当社が品川区外で事業所が品川区内にある法人の場合、都税事務所で発行した「事業開始等申告書提出済み証明書」（品川区住所記載があるもの）が別途必要です。

## 8 助成金交付決定額について

- (1) 申請総額が区の予算総額を上回った場合、予算額内におさまるよう調整率を設定し交付額を調整します。そのため、交付決定額は申請額より減額される場合があります。また、申請案件すべてが助成対象となるものではありません。
- (2) 交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告の検査終了後に助成金額が確定します。
- (3) 助成対象事業の内容および助成対象経費が20%以上変更する場合、または助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ助成対象事業変更（中止）承認申請書（第5号様式）を区長に提出し、その承認を受ける必要があります。

## 9 助成金交付決定後の手続き（予定）

- (1) 展示会が終了した後、次の書類をご提出いただきます。ご提出は、オンラインのマイページまたは、書類提出にて受付けます。

- ① 実績報告書（区指定様式）
  - ② 収支決算書（区指定様式）（オンライン申請の場合不要）
  - ③ 経費内容および支払が確認できる書類（請求書及び領収書。領収書が発行されていない場合は振込の控え・通帳の写し・当座勘定照合表等で代替可）
  - ④ 出展状況を確認できる写真（ブース全体写真、出展者名の掲示が確認できる写真を含め複数枚ご用意ください）
  - ⑤ 各経費を外貨で支払った場合、支払日における為替レートを確認できる書類（金融機関のホームページのコピーなど）及び計算資料
- (2) 助成金の交付決定後、個人事業主の方には確定申告書をご提出いただく場合があります。

## 10 助成金交付決定の取り消し

次の（１）～（３）のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取り消すことがあります。（「11 助成金の返還」参照。）

- (1) 申請年度の3月末日までに「4 申請要件」に掲げる要件から外れたとき。
- (2) 助成金の交付決定に基づく手続及び命令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。

## 11 助成金の返還

助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定する方式により返還していただきます。

## 12 その他

- (1) 同一企業が複数の展示会について申請する場合の助成額は、海外展示会を含む場合は最大50万円まで、海外展示会を含まない場合は最大20万円までです。  
例) 海外展示会とオンライン展示会を申請する場合：最大50万円  
国内展示会とオンライン展示会を申請する場合：最大20万円
- (2) 助成対象者については、企業名（個人事業者の場合は事業者名）、代表者名、所在地、電話番号、出展展示会名、助成金額をホームページ、品川区広報紙等により公表する場合があります。
- (3) 品川区からの再三の連絡にも関わらず期日までに提出がない場合は、今後当課における申請を受けられない場合があります。

### 13 問い合わせ先・書類提出先

品川区地域振興部 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL：03-5498-6340（直通）

FAX：03-5498-6338

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

中小企業支援サイト

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>